

三朝町告示第106号

平成24年第 8 回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年11月29日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 期 日 平成24年12月10日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

○開会日に応招した議員

清 水 成 眞

福 田 茂 樹

平 井 満 博

横 木 文 雄

山 田 道 治

牧 田 武 文

藤 井 克 孝

遠 藤 勝太郎

松 村 修

知久馬 二三子

杉 原 憲 靖

○応招しなかった議員

吉 田 文 夫

第 8 回 三 朝 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第 1 日）

平成24年12月10日（月曜日）

議事日程

平成24年12月10日 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

例月出納検査の結果報告について

日程第 4 行政報告

日程第 5 陳情の委員会付託

陳情第10号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める
陳情

陳情第11号 島根原発 1 号機・2 号機の再稼働反対と 3 号機の建設凍結を求める陳情

陳情第12号 妊婦健診と、ヒブ、小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防 3 ワクチンへの20
12年度と同水準の公費助成を国に求める意見書提出の陳情

陳情第13号 年金 2 . 5 %削減中止を求める意見書の陳情

日程第 6 議案第79号 専決処分の承認について（平成24年度三朝町一般会計補正予算（第 6
号））

日程第 7 議案第80号 専決処分の承認について（平成24年度三朝町会計事務集中管理特別会計補
正予算（第 1 号））

日程第 8 議案第81号 平成24年度三朝町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 9 議案第82号 平成24年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第10 議案第83号 平成24年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第11 議案第84号 平成24年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議案第85号 平成24年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第13 議案第86号 平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第14 議案第87号 平成24年度三朝町会計事務集中管理特別会計補正予算（第 2 号）

日程第15 議案第88号 平成24年度三朝町財産区特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第16 議案第89号 平成24年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第90号 三朝町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する資格並びに事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
- 日程第18 議案第91号 三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第19 議案第92号 三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第93号 三朝町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第21 議案第94号 三朝町公共下水道の構造の基準を定める条例の設定について
- 日程第22 議案第95号 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の設定について
- 日程第23 議案第96号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第97号 賀茂保育園の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第98号 鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
陳情第10号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める陳情
陳情第11号 島根原発1号機・2号機の再稼働反対と3号機の建設凍結を求める陳情
陳情第12号 妊婦健診と、ヒブ、小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を国に求める意見書提出の陳情
陳情第13号 年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情
- 日程第6 議案第79号 専決処分の承認について（平成24年度三朝町一般会計補正予算（第6号））

- 日程第7 議案第80号 専決処分の承認について（平成24年度三朝町会計事務集中管理特別会計補正予算（第1号））
- 日程第8 議案第81号 平成24年度三朝町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第9 議案第82号 平成24年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第83号 平成24年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第84号 平成24年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第85号 平成24年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第86号 平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第87号 平成24年度三朝町会計事務集中管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第88号 平成24年度三朝町財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第89号 平成24年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第90号 三朝町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する資格並びに事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
- 日程第18 議案第91号 三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第19 議案第92号 三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第93号 三朝町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第21 議案第94号 三朝町公共下水道の構造の基準を定める条例の設定について
- 日程第22 議案第95号 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の設定について
- 日程第23 議案第96号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第97号 賀茂保育園の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第98号 鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

出席議員（11名）

1 番 清 水 成 眞

4 番 福 田 茂 樹

6 番 平 井 満 博

8 番 横 木 文 雄

2 番 藤 井 克 孝

5 番 遠 藤 勝太郎

7 番 松 村 修

9 番 知久馬 二三子

10番 山 田 道 治

11番 杉 原 憲 靖

12番 牧 田 武 文

欠席議員（１名）

3 番 吉 田 文 夫

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 石 井 秀 己 主任 ————— 布 広 久美子

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	吉 田 秀 光	副町長	—————	森 脇 光 洋
会計管理者	—————	山 根 智 美	総務課長	—————	山 根 猛 昭
財務課長	—————	大 村 哲 也	税務課長	—————	石 原 伸 二
企画観光課長	—————	松 浦 弘 幸	農林課長	—————	岩 山 靖 尚
町民課長	—————	小 椋 泰 志	建設水道課長	—————	早 苗 睦 巳
健康福祉課長	—————	前 田 敦 子	総務課参事	—————	吉 田 弘 幸
危機管理課長	—————	松 原 茂 隆	農業委員会事務局長	—————	真 嶋 峰 和
教育委員会委員長	—————	西 田 醇	教育長	—————	朝 倉 聡
教育総務課長	—————	遠 藤 英 臣	生涯学習課長	—————	平 井 文 彦
生涯学習課参事	—————	松 原 照 宗	国民宿舎事業管理者	—————	知久馬 孝 紀

午前１０時０１分開会

○議長（牧田 武文君） ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので、これより平成２４年第８回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届け出のあった欠席者は、議員では３番、吉田文夫議員が検査入院のため、本定例会は欠席となっております。当局はございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（牧田 武文君） 日程第１、会議録の署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第１１８条の規定により、４番、福田茂樹議員、５番、遠藤勝太郎議員を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（牧田 武文君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から１７日までの８日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から１７日までの８日間と決定いたしました。

８日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、８日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（牧田 武文君） 日程第３、諸般の報告を行います。

例月出納検査、平成２４年１０月分の結果報告が監査委員から提出されておりますので、閲覧願います。

次に、議会運営委員会の事務調査の報告について、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会、平井満博委員長。

○議会運営委員会委員長（平井 満博君） 議会運営委員会は去る１１月１９日及び２０日の２日間、香川県まんのう町、高知県四万十町を事務調査いたしました。

視察の内容は、議会改革の一端として各議会で制定されている議会基本条例及び情報化社会となっている今日、議会においてもＩＴ化は近い将来必要不可欠となってくることが予想されることから、携帯型情報端末を活用した情報の収集伝達についての調査研究でありました。

別紙報告書を議長に提出いたしましたので、閲覧いただき、報告いたします。

日程第４ 行政報告

○議長（牧田 武文君） 日程第４、行政報告を行います。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 行政報告を申し上げます。

初めに、防災やスポーツなどの分野で交流を深めてきた京都府城陽市と相互理解と親善を深め、住民福祉の向上と地域社会の発展を実現することに加え、災害発生時におけるより円滑な連携を図るため、１０月２０日に町総合文化ホールにおいて、平井伸治鳥取県知事、中野祐介京都府総務部長、城陽市・三朝町両議会議長の立会のもと、関係者約６０名の出席を得て橋本昭男城陽市長と姉妹都市盟約を締結いたしました。このたびの姉妹都市盟約の締結を契機に、両市町がより緊密な関係を築き、それぞれの魅力を再発見することなどにより、ともに発展するよう努めていきたいと思っております。

次に、災害時に援護が必要な高齢者や障害者の方々が一時避難されることを確保するため、県中部では初めてとなる災害時における要援護者一時避難のための施設利用に関する協定書、１１月８日に、三朝温泉三喜苑を管理されている社会福祉法人福生会、町立福祉センターを管理されている三朝町社会福祉協議会と、また１１月２８日にはデイサービスセンター三朝みのり及びグループホームみのりかじかの二施設を管理されている社会福祉法人みのり福祉会と鳥取県中部総合事務所渡部哲哉福祉保健局長の立会のもと、協定を締結いたしました。この協定の締結により、災害時において学校や体育館、公民館などの避難所では十分な対応ができない高齢者や障害者の方々の受け入れについて、安心して一時避難していただく場所ができたことを私は大変心強く思っており、関係者の方々に深く感謝しているところであります。

次に、温泉効果の研究に係る中間報告及びおいしい三朝米コンテストを１２月３日、ブランチールみささで開催いたしました。

初めに、三朝温泉水の植物への効果について、鳥取大学農学部山田智准教授が講演され、大学内における栽培試験用温室の紹介と、レタス、ホウレンソウ、ミズナなど８品目の野菜栽培の試験結果について報告があり、続いて三朝温泉水の植物の成長に与える効果について、中でもリーフレタス、ホウレンソウで生育が良好であることや、三朝温泉水は植物が生成するための必須栄養素であるカリウム、カルシウムなどの濃度が水道水より高いことなどから、栄養添加効果が高く、高収量、高品質化が期待できるといった研究の成果が報告されたところであります。来年度

は、三朝町内にも栽培試験用温室を設置されることも検討されているようであり、三朝温泉を使った野菜栽培の実現に期待を寄せるところであります。

また、おいしい三朝米コンテストは、生産者の皆さんの良質の米の生産に向けた意識啓発と技術の向上、さらには消費者の皆さんへの情報発信と新たな販路拡大を目的として、ことし初めて開催いたしました。このコンテストには、コシヒカリ３４点、きぬむすめ５点の出展があり、１次審査で選定されたそれぞれ３点について、２次審査で最優秀賞などを決定いたしました。この２次審査にはNHK鳥取放送局、鈴木局長さん、新日本海新聞社中部本社の佐伯代表さんなどマスコミ関係者の方、またJA鳥取中央や町内の米生産者の方はもとより、観光協会の会員、旅館組合の会員、商工会の会員の皆さんなど多くの方々に食べ比べて審査していただきましたので、おいしい三朝米の情報発信や生産者の皆さんへの米づくりに対する意識啓発が十分図られたのではないかと思います。なお、最優秀賞となった米は、特選・三朝米として商品化して販売する予定であり、三朝米のブランド化につなげていきたいと思っています。

以上、行政報告といたします。

日程第５ 陳情の委員会付託

○議長（牧田 武文君） 日程第５、陳情の委員会付託を行います。

陳情第１０号、原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める陳情、陳情第１１号、島根原発１号機・２号機の再稼働反対と３号機の建設凍結を求める陳情、陳情第１２号、妊婦健診と、ヒブ、小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防３ワクチンへの２０１２年度と同水準の公費助成を国に求める意見書提出の陳情、この３件の陳情は総務教育常任委員会に付託いたします。

陳情第１３号、年金２．５％削減中止を求める意見書の陳情、この陳情は産業民生常任委員会に付託いたします。

日程第６ 議案第７９号 から 日程第２５ 議案第９８号

○議長（牧田 武文君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して日程第６から日程第２５までの２０件の議案を一括議題といたしたいと思っています。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第６か

ら日程第 25 まで、すなわち議案第 79 号から議案第 98 号までの 20 件の議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期定例会に提案いたしました専決処分並びに平成 24 年度の補正予算案等 20 件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第 79 号及び議案第 80 号の 2 件の議案につきましては、いずれも地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めたいとするものでございます。

まず、議案第 79 号、平成 24 年度三朝町一般会計補正予算（第 6 号）についての専決処分でございますが、今期補正予算では、本年 11 月 16 日に衆議院が解散されたことに伴い、12 月 16 日が投開票となる日程が決定されたことを受け、この選挙事務に速やかに取りかかる必要がありますので、県支出金を財源として所要の額を計上したものでございます。これによりまして、既定の予算の総額に歳入歳出にそれぞれ 11,68 万 9,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 51 億 515 万 1,000 円としたものでございます。

議案第 80 号、平成 24 年度三朝町会計事務集中管理特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分につきましては、ただいまの一般会計の補正予算にあわせて職員人件費の補正が必要となりましたので所要の額を計上したものでございます。これによりまして、既定の予算の総額に歳入歳出にそれぞれ 509 万 3,000 円を増額し、補正後の予算の総額を 18 億 3,364 万 6,000 円としたものでございます。

次に、議案第 81 号、平成 24 年度三朝町一般会計補正予算（第 7 号）について、主な概要を申し上げます。今期補正予算につきましては、事務事業の決算見込み及び継続費の補正とあわせて所要の財源の調整を行ったこと、並びに繰越明許費について新たに計上したことが主な内容でございます。

まず歳入についてでございますが、国及び県支出金につきましては、事業の実績並びに決算を見込んでの歳入の補正を行っております。普通交付税につきましては、当初予算予定額に対し、1 億 5,881 万円の増額となることが確定しましたので、額の補正をしたものでございます。また、地方債では、新三朝橋の補修並びに歩道橋の財源であります過疎債を措置したほか、新斎場建設に係る中部ふるさと広域連合に対する負担金等について、所要の額の補正に伴い起債額の変更を行ったものでございます。

続きまして、歳出について主な補正概要を申し上げます。

まず、人件費の補正でございますが、それぞれの款におきまして措置しております職員人件費を、配置がえに伴う額の異動と共済組合負担金の率の変更に伴う措置を行うこととし、人件費を総額で約５３０万円減額補正を行うものでございます。

民生費については、来年４月に開園しますみささこども園の短時間保育に対応した保育料金システムの改修について、県の安心子ども基金を用いて行うこととし、所要の額を措置したものでございます。

観光費では、平成２５年度から取りかかる予定にしております三朝温泉観光商工センターの改修について、実施設計等を行う事業者選考に要する経費について、所要の額を措置したものでございます。

諸支出金、基金費では、今後の財政運営及び公共投資の財源とするため、減債基金、公共施設営繕基金、集落排水推進基金並びに財政調整基金にそれぞれ積み立てを行うこととしたものでございます。

これらにより、今期補正予算におきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ１億４，６５６万４，０００円を追加し、補正後の予算の総額を５２億５，１７１万５，０００円とするものでございます。

議案第８２号、平成２４年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、議案第８３号、平成２４年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、議案第８４号、平成２４年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第８５号、平成２４年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第１号）、議案第８６号、平成２４年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第３号）の５つの特別会計の補正予算につきましては、それぞれの会計におきまして事務事業の執行状況及び前年度決算により増額、減額の必要な予算措置を講じているところでございます。

議案第８７号、平成２４年度三朝町会計事務集中管理特別会計補正予算（第２号）につきましては、一般会計及び水道事業会計の補正に伴い歳入歳出の補正を行うものでございます。

議案第８８号、平成２４年度三朝町財産区特別会計補正予算（第２号）につきましては、事務事業の執行状況及び前年度決算により必要な予算措置を講じているところでございます。

議案第８９号、平成２４年度三朝町水道事業会計補正予算（第３号）につきましては、一般会計と同様の人件費の補正並びに資本勘定における建設改良事業の延期に伴う事業費の減額を行うこととし、必要な予算措置を行っているところでございます。

次に、議案第 9 0 号、三朝町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する資格並びに事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例の設定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第一次・第二次一括法が制定されたことにより、介護保険法が改正され、法に基づく基準等を条例で規定することとなったため、本条例を設定しようとするものでございます。

議案第 9 1 号、三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例の設定につきましては、みさき美術館の今後の運営方針（案）に基づき、施設の指定管理について規定し、町民の文化の発展と交流機会の増加により地域の活性化を図るために設定しようとするもので、関係する条例の廃止及び一部を改正しようとするものでございます。

議案第 9 2 号、三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部改正につきましては、長らく入学者もなく、今後も入学者が見込めない南小学校福山分校につきまして、地元関係者と協議、調整した結果、廃校しようとするものでございます。

議案第 9 3 号、三朝町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の設定について、議案第 9 4 号、三朝町公共下水道の構造の基準を定める条例の設定について、議案第 9 5 号、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の設定についての 3 つの条例の設定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第二次一括法が制定されたことにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、下水道法、水道法の各法律が改正され、法に基づく基準等を条例で規定することとなったため、それぞれの条例を設定しようとするものでございます。

議案第 9 6 号、町道路線の認定につきましては、みさきこども園建設に伴いつけかえ整備をした道路につきまして、町道として今後管理しようとするものでございます。

議案第 9 7 号、賀茂保育園の指定管理者の指定につきましては、社会福祉法人福生会を引き続き同保育園の指定管理者に指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決をお願いするものでございます。

議案第 9 8 号、鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議につきましては、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることに伴い、所要の変更をすることについて、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議決をお願いするものでございます。

以上、提案いたしました２０件の議案について、その概要を簡単に御説明申し上げました。よろしく御審議の上、承認並びに可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第７９号、専決処分の承認、平成２４年度三朝町一般会計補正予算（第６号）、議案第８０号、専決処分の承認、平成２４年度三朝町会計事務集中管理特別会計補正予算（第１号）、議案第８１号、平成２４年度三朝町一般会計補正予算（第７号）について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） それでは、ただいまの平成２４年度三朝町一般会計補正予算（第６号）について細部説明をさせていただきます。

今期補正予算では、先ほどの提案説明にもございましたが、衆議院選挙の執行に伴う費用について予算を計上するものでございまして、その内容としましては、議案書の１３ページ、１４ページに内訳を掲げておりますが、歳入歳出それぞれ１，１６８万９，０００円を追加しまして、歳入歳出それぞれ５１億５１５万１，０００円とするものでございます。

続いての三朝町会計事務集中管理特別会計補正予算（第１号）の補正につきましては、先ほどの一般会計の補正予算に基づき５０９万３，０００円の人件費を会計事務集中管理の会計の方で支出する必要ができましたので、歳入歳出にそれぞれ５０９万３，０００円を追加しまして、歳入歳出それぞれ１８億３，３６４万６，０００円とするものでございます。

それでは、議案第８１号、平成２４年度三朝町一般会計補正予算（第７号）について御説明申し上げます。

議案書の３３ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算では歳入歳出にそれぞれ１億４，６５６万４，０００円を追加し、歳入歳出をそれぞれ５２億５，１７１万５，０００円とし、あわせて、継続費並びに地方債の補正を行うとともに、繰越明許費について新たに計上を行うものでございます。

補正予算の内容につきましては、本年度のそれぞれの事務事業の進捗及び決算見込みによりまして補正し、これに伴う国、県等からの財源の調整、地方債の変更でございまして、内容につきましては３５ページから第１表歳入歳出予算補正として額を掲げておりますのでごらんいただきたいと思います。

続いて、３９ページをごらんいただきたいと思います。継続費の補正としておりますのは、道路橋梁費、新三朝橋歩道橋新設工事費の額及び年度割額の変更を行いたいとするものでございます。

続いての繰越明許費の計上としておりますのは、同じく道路橋梁費、新三朝橋橋梁補修工事に

ついて翌年度に繰り越して事業完了とするため、新たに設定を掲げるものでございます。

続いての地方債補正につきましては、過疎対策事業、辺地対策事業のそれぞれの事業費に合わせて財源の補正を行ったこと、また中部ふるさと広域連合負担金に係る地方債の額の変更を行ったことによるものでございます。

続いて、歳入歳出の主な内容について御説明いたしますが、歳入については42ページから掲げておりますのでごらんいただきたいと思います。

初めに町税でございますが、個人町民税及び償却資産に係る固定資産税についてそれぞれ決算見込みにより、町民税では増額、固定資産税では減額の補正を行っているところでございます。

続いての地方特例交付金につきましては、制度改正によるもの、それから額の確定に合わせてそれぞれ補正を行うこととしたものでございます。

43ページから45ページまでの国支出金、県支出金につきましては、それぞれの事業実績及び決算見込みに合わせて補正を行うこととしたものでございます。

続きまして、歳出予算の概要でございますが、今期の補正予算では事業の進捗に応じた補正を行っておりますが、新規計上の主なものなどにつきまして47ページからの事項別明細書で説明させていただきますと思います。

人件費の補正につきましては、提案説明にもありましたが、それぞれの款の項ごとに記載しております。主たる要因につきましては、人事異動及び共済組合の負担率の変更等によりそれぞれ所要の額を補正するものでございまして、内訳につきましては61ページの給与費明細書をごらんいただければと思います。

続いて、50ページ下の国民年金事務取扱費のねんきんネット導入事業につきましては、平成25年4月から新たに年金の市町村情報紹介システムがねんきんネットとして再構築されることに伴い、市町村から年金記録を直接照会できるネットワーク機器の整備を行うものでございます。

51ページ、児童福祉費の安心子ども基金特別対策事業につきましては、平成25年4月開園予定のみささこども園について、新たに短時間保育利用児の階層別保育料設定を行うことが必要になりますので、既存の保育料システムの改修を県の安心子ども基金事業を財源として実施するよう所要の額を措置したものでございます。

53ページ下の方の農林水産業費、農業振興費の鳥取二十世紀梨ブランドリバイバル事業補助金につきましては、本年度の二十世紀梨の市場販売平均価格が補助対象基準額を上回りましたので、事業補助金を減額するものでございます。

54ページ下の林業費、町行造林費の減額につきましては、福山地内で予定をしておりました

町有林の搬出間伐について、木材価格の市況等から次年度以降に実施することとし減額したものでございます。

５６ページ、道路橋梁維持費の道路橋梁補修事業費につきましては、新三朝橋の歩道橋整備の進行に合わせて早期に事業着手できるよう補修工事費を計上し、あわせて、先ほども申し上げましたが、繰越明許費の設定を行うこととしたものでございます。

また、続いての橋梁新設改良費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、同じく新三朝橋歩道橋整備の下部工事に係る事業費が固まりましたので、これらに係る所要の額を計上するとともに、先ほどの継続費補正として申し上げましたが、額の変更と年度割額の変更を行いたいとするものでございます。

５９ページ、６０ページの諸支出金、基金費並びに５３ページの下に掲げております集落排水事業基金の補正につきましては、事業費の補正や今期予算の事業費の補正及び財源の更正並びに増加しました普通交付税等の一般財源について後年度の財政負担に備えることとし、それぞれの基金に積み立てを行いたいとするものでございます。

以上、平成２４年度三朝町一般会計補正予算（第７号）の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第８２号、平成２４年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、議案第８３号、平成２４年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、前田健康福祉課長。

○健康福祉課長（前田 敦子君） 議案第８２号、平成２４年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

議案書の６５ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ４９万４，０００円を減額し、総額をそれぞれ８億８，４５６万９，０００円とするものでございます。歳入につきましては、保険給付費、介護納付金、保険事業費等の見込み額に見合った国県支出金交付金を補正計上したものでございます。

６８ページ、歳出でございますが、保険給付費ではこれまでの療養給付費の実績を勘案し推計したところ、一般被保険者分については減少が見込まれるため１５２万７，０００円の減額でございます。保険事業費につきましては、人間ドックに要する費用の増額をお願いしております。

続きまして、議案第８３号、平成２４年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。７９ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１０８万８，０００円を追加して、総額をそれぞれ９億２５

4万円とするものでございます。

81ページに歳入について記載してございます。介護給付費の増加見込みに伴いまして、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、一般会計繰入金もそれぞれ増額補正をお願いしております。

82ページ、歳出でございます。2款の保険給付費135万円は高額介護サービス費に係る給付が見込みよりふえたための増額でございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の細部説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第84号、平成24年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第85号、平成24年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）、議案第86号、平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について、早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 議案第84号、平成24年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書91ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算では、歳入歳出からそれぞれ3万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,226万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、97ページからごらんいただきたいと思います。前年度繰越額につきまして基金積み立てを行うこととしたこと及び水道管移転工事が今年度はございませんでしたので、それに伴います歳入歳出それぞれに所要の額を措置したものでございます。

以上が平成24年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第85号、平成24年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書101ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算では、歳入歳出にそれぞれ194万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,414万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、107ページからごらんいただきたいと思います。温泉使用料の収入見込み額及び前年度繰越額が確定したことに伴いまして、歳入歳出それぞれに所要の額を措置しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が平成24年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第86号、平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

議案書111ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算では、歳入歳出にそれぞれ89万5,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ1億1,270万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、117ページからごらんいただきたいと思います。施設管理費といたしまして、農業集落排水処理施設のマンホールポンプ等の修繕費として所要の額を措置したものでございます。

以上が平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第87号、平成24年度三朝町会計事務集中管理特別会計補正予算（第2号）について、議案第88号、平成24年度三朝町財産区特別会計補正予算（第2号）について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第87号、平成24年度三朝町会計事務集中管理特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の121ページをごらんいただきたいと思います。

この会計では、各会計でそれぞれ執行しております人件費のうち、同じ電算処理で業務を行っているもの並びに公債費の償還について一括して処理しているものでございますが、今期補正予算を行いました一般会計及び水道事業会計の人件費及び公債費について所要の額を計上しておるものでございます。

以上によりまして、今期補正予算では、歳入歳出からそれぞれ318万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,046万2,000円とするものでございます。

以上、会計事務集中管理特別会計補正予算（第2号）の細部説明とさせていただきます。

続いて、議案第88号、平成24年度三朝町財産区特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の131ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正予算では財産区勘定のうち三朝財産区及び旭財産区で補正を行うもので、三朝財産区勘定では県道工事に伴う土地使用等収益権者交付金として関係集落に交付することが必要とな

りましたので、歳入歳出にそれぞれ 22 万 9,000 円を追加し、補正後の歳入歳出をそれぞれ 127 万 6,000 円とするものでございます。また、旭財産区勘定では平成 23 年度決算による繰越金について財政調整基金として積み立てることとし、歳入歳出にそれぞれ 83 万 5,000 円を追加し、補正後の歳入歳出をそれぞれ 285 万 5,000 円とするものでございます。

以上が平成 24 年度三朝町財産区特別会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 89 号、平成 24 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 議案第 89 号、平成 24 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げます。

議案書 147 ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算は、水道事業費用では職員の配置がえ及び共済組合負担金の率の変更に伴うもの並びに資本勘定における工事費の減額による消費税の予定額を措置するもので、その財源といたしまして予備費の減額を行うものでございます。また、資本的支出におきましては県道迂回路に伴う砂原ポンプ場の移転工事につきまして、移転先であります県用地との交換に時間を要することから移転が来年度となり、これに伴う移転工事費を減額措置することとし、あわせて補てん財源の変更を行うものでございます。

以上が平成 24 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第 90 号、三朝町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する資格並びに事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例の設定について、前田健康福祉課長。

○健康福祉課長（前田 敦子君） 議案第 90 号、三朝町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する資格並びに事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例の設定について御説明をさせていただきます。

議案書 161 ページからでございます。

さき方提案説明がありましたとおり、介護保険法に基づき、全国一律に定められていた介護保険サービス事業者の指定に関する基準について条例で定めることとなったため、市町村が指定をする地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを行う事業者等についての条例の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第 9 1 号、三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例の設定について、松浦企画観光課長。

○企画観光課長（松浦 弘幸君） 議案第 9 1 号、三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例の設定について御説明します。

この条例は、三朝町地域民芸品等保存伝習施設を廃止して、新たに町民の文化の発展と交流機会の増加を図るため、三朝町多目的展示施設として開館するもので、施設の利用及び管理に関する事項を定めるものであります。本施設の管理につきましては、指定管理者による管理を行うことと定めております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 続いて、議案第 9 2 号、三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部改正について、遠藤教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤 英臣君） 議案第 9 2 号の細部説明をいたします。

議案書は 1 6 9 ページとなっております。

提案理由にもありましたが、地元福山区長、福山から南小学校に通う児童の保護者等の意向を確認の上、福山分校を廃校しようとするものであります。また、現行では各小・中学校の住所地の番の表記がありませんので、この際、分校廃校にあわせて、地番を入れることとしたものでございますので、以上、よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 9 3 号、三朝町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の設定について、議案第 9 4 号、三朝町公共下水道の構造の基準を定める条例の設定について、議案第 9 5 号、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の設定について、議案第 9 6 号、町道路線の認定について、早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 議案第 9 3 号、三朝町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の設定について御説明を申し上げます。

議案書 1 7 1 ページをごらんいただきたいと思います。

提案説明でもございましたとおり、地域主権改革第二次一括法が制定されましたことによりまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、法に基づく基準等を条例で規定することとなったため、本条例を設定しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

また、続きまして、議案第 9 4 号、三朝町公共下水道の構造の基準を定める条例の設定につい

て御説明を申し上げます。

議案書 179 ページをごらんいただきたいと思います。

この条例につきましても、提案説明でも説明させていただきましたが、地域主権改革第二次一括法が制定されたことによりまして、下水道法の一部が改正され、法に基づく基準等を条例で規定することとなったため、本条例を設定しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 95 号、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の設定についてについて御説明を申し上げます。

議案書 181 ページをごらんいただきたいと思います。

この設定につきましては、提案説明のとおりでございます。地域主権改革第二次一括法が制定されたことにより、水道法の一部が改正され、法に基づく基準等を条例で規定することとなったため、本条例を設定しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 96 号、町道路線の認定について御説明を申し上げます。

議案書 185 ページ及び議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

町道路線の認定につきましては、議案説明資料に記載しておりますとおり、みささこども園建設に伴い、つけかえ整備をした道路、延長 171 メートルにつきまして、今後、町道健康むら線として管理しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 97 号、賀茂保育園の指定管理者の指定について、小椋町民課長。

○町民課長（小椋 泰志君） 議案第 97 号、賀茂保育園の指定管理者の指定につきまして御説明をいたします。

議案書 187 ページをごらんください。

賀茂保育園の指定管理者につきましては、平成 25 年 3 月 31 日をもって契約期間が満了となることから、現在の指定管理者である社会福祉法人福生会について評価を行ったところ、保護者や地域住民と良好な関係を保ちながら適正な管理運営に努め、良質な保育を行っていること、また同一の管理者による保育の継続性が子供の安定で豊かな心身の発達につながることなどから、引き続き賀茂保育園の指定管理者として社会福祉法人福生会を指定したく、その指定について議会の議決をお願いするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第 9 8 号、鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について、
前田健康福祉課長。

○健康福祉課長（前田 敦子君） 議案第 9 8 号、鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議
について御説明させていただきます。

議案書 1 8 9 ページからでございます。

障害のある方に対する福祉サービスは、障害者自立支援法に基づき行っているところでございますが、平成 2 5 年 4 月 1 日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が施行されることに伴いまして、この文言を引用している鳥取中部ふるさと広域連合規約につきまして一部を変更をする協議をすることについてお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

----- • ----- • -----

○議長（牧田 武文君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前 1 0 時 5 8 分散会
